

二十 類鼻疽菌

二十一 ロッキー山紅斑熱リケッチア

二十二 その他人の生命及び身体に危害を及ぼすおそれが高いものとして政令で定めるもの

別表第四D

一 ウエストナイルウイルス

二 H2N2インフルエンザウイルス

三 黄熱ウイルス

四 オウム病クラミジア

五 クリプトスポリジウム

六 結核菌（多剤耐性結核菌を除く。）

七 コレラ菌

八 赤痢菌属

九 チフス菌

十 腸管出血性大腸菌

十一 デングウイルス

十二 鳥インフルエンザウイルス

十三 日本脳炎ウイルス

十四 パラチフスA菌

十五 ポリオウイルス

十六 その他人の生命及び身体に危害を及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるもの

※ 内閣提出法案については、所管省庁において、関係する省庁、与党との意見調整等が行われるとともに、政府において、憲法や他の現行の法制との関係、立法内容の法的妥当性、立案の意図が、法文の上に正確に表現されているか、条文の表現及び配列等の構成は適当であるか、用字・用語について誤りはないかというような点について、法律的、立法技術的にあらゆる角度から検討が行われた上で、最終的に閣議決定される。

